

# 十日町市指定文化財に答申

## 下川手少年団の書画作品群2742点

十日町市文化財保護審議会（竹内俊道会長）が2月19日開催され、「下川手少年団の教育資料」の十日町市文化財（有形文化財）へ

の指定について、十日町市教育委員会が文化財指定の答申を受けた。

答申を受け渡辺正範教育長に竹内会長から答申書が手渡された。



渡辺教育長に答申書を手渡す竹内俊道会長

答申を受けたのは、松之山の下川手集落が所有する下川手少年団の書画作品群2742点。指定理由として、大正8（1919）年から昭和27（1952）年にかけて、十日町市の山間部に位置す

る下川手集落において、下川手少年団の子どもたちが制作した書画作品。これらの書画作品の多くは、教員の指導を受けた上で年度ごとに「義勇少年団学術技術報」と題して綴られ、集落に回覧された後、歴代の少年団に引き継がれた。昭和27年を最後に書画作品が回覧されなくなると、少年団長が持ち回りで保管してきた。その後、集落の諏訪神社拜殿の天井裏に置かれていたが、平成20（2008）年からは下川手集会所内で保管されている。これらの大量な書画作品群の内容からは、大正から昭和の戦前戦中後に至る時代背景を読み取ることができる。このような事例は全国的に見ても稀有で、地域社会、少年団活動、美術教育、書道教育など多様な研究に有用で

貴重な歴史資料である。と述べている。

渡辺教育長は「今回の有形文化財は、子どもたちが残したものでみずみずしい感性が表現されている内容の素晴らしさと共に、これをしっかりと継続して地域と学校教育が一緒になってつないできたことが素晴らしい。これからも子どもたちと学校教育がつながりながら進んでいきたい」と述べた。

竹内会長は「地域と学校教育が協力しながら子どもたちを育てている。それを大切に保管していた。それは今後の研究者などの貴重な資料となることは価値がある。他の地域で例はなく貴重なもの。作品を地域に回覧するなど地域ぐるみで取り組んでいたことが読み取れる」など評価した。